

A18 医療機器や車両運搬具などの動産を、診療所へリースする業務を MS 法人の業務分野に加えることも可能です。

【解説】

診療所へのリースによる利益を MS 法人で吸収できるので、有効な節税対策とすることができます。

また、これに併せて、医療機器や車両運搬具などの動産の保持・維持・管理の煩雑な業務から診療所を解放できることとなります。さらに、設備投資の資金や危険性を排除できることにもなり、診療所の財務安全性の観点からも好ましいこととなります。

ただし、平成 17 年 4 月 1 日より施行された改正薬事法により、特定の医療機器のリースについては、都道府県知事に申請をおこない、認可を受ける必要があります。また、リース会計基準の改正を踏まえて、法人税・消費税等の取り扱いについて注意すべき点があります。